

※創業アシスト奨励金と合わせての申請もできます

〈補助率・上限額〉

一般物件	1 / 2	5 0 万円
空き店舗情報登録物件	2 / 3	1 0 0 万円

〈対象となる内容〉 空き店舗における新規創業に必要な改装等で、市内業者が施行したもの

- ☐ 増改築
 ☐ 台所、便所、洗面所等の改修等
- ☐ 給排水、電気、ガス設備等の改修等
 ☐ 内装、屋根、外壁等の改修等
- ☐ その他、必要と認める改修等

- ・ 空き店舗 … 市内に店舗として使用可能な物件で、現に入居していないもの、併用住宅の場合は店舗部分の床面積が延べ床面積の $1/2$ 以上あるもの
 - ・ 市内業者 … 市内に事業所等を有し、建築業等を営む法人または個人
- ※上水道・公共下水道に関する施工は市指定の事業者によるもの。

〈申請から交付までの流れ〉

申請 ※創業日から1年2か月以内に	書類の審査・現地確認	補助金の交付
必要書類の提出 ☐ 交付申請書 ☐ 玉野市暴力団排除条例に係る誓約書 ☐ 居住状況等調査に関する同意書 ☐ 必要な許認可を受けたことがわかる書類 ☐ 住民票（3か月以内に市民課で取得したもの） ☐ 工事の内容が確認できる書類（工事請負契約書 など） ☐ 経費の内訳が確認できる書類（請求書 など）	☐ 事業計画書 ☐ 重要事項確認書 ☐ 開業届・法人設立登記 ☐ 市税完納証明書（1か月以内に税務課で取得したもの） ☐ 施工者の所在地が確認できる書類（請求書 など） ☐ 経費を支払ったことが確認できる書類（領収書 など）	必要書類の提出 ☐ 補助金請求書 ・事業計画書等の内容を審査 ・店舗等の現地確認 14営業日程度で指定口座に振込

〈留意事項〉

- 申請受付：令和6年4月1日から随時受付 ※予算額に達した時点で締切
□受付締切：令和7年2月28日（金）まで
□経営状況報告：補助金交付後、5年間は毎年、経営状況報告をしていただきます。
□補助金返還：5年以内に事業を中止する、補助金交付後、各種要件を満たさなくなった等の場合、補助金の返還を求める場合があります。

玉野市役所 商工観光課

T E L : 0863-33-5005

F A X : 0863-33-5001

mail : syoukoukankou@city.tamano.lg.jp